

学校法人芝浦工業大学との取引に係る誓約書

当社（当法人）は、学校法人芝浦工業大学との取引（芝浦工業大学以外の他機関が負担する経費を含む。）に当たり、以下に示す貴法人の「基本方針」及び「調達細則」第 25 条を理解し、いかなる不正行為も行わないことを誓約いたします。今後、学校法人芝浦工業大学との取引においては相互繁栄の理念に基づき、信義誠実の原則に従い行うとともに、法令を遵守いたします。

当社（当法人）がこれに反する取引、行為等があると認められた場合には、学校法人芝浦工業大学より取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議はありません。

また、貴法人から要請があった場合には、取引帳簿等必要な資料を開示し、貴法人による監査、調査に誠意をもって協力いたします。

記

◆基本方針

学校法人芝浦工業大学（以下「本法人」という）は、適正な教育研究活動ならびに学校運営を遂行すべく、本法人内の諸活動における法令遵守（コンプライアンス）に努めます。

全国研究機関における公的研究費の不正使用をめぐり、平成 26 年 2 月 18 日付文部科学省が明らかにした「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」をふまえ、さらには建学の理念や本法人設置意義に鑑み、コンプライアンスの徹底を図ります。

◆調達細則

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する業者に対しては、一定期間取引を停止し、又は以後の取引を認めないものとする等の措置を講ずる。

- (1) 本学との取引に係る照会、調査等に対し、虚偽の申告をしたと認められるもの。
- (2) 本学との取引に係る入札又は見積りに当たり、不正の行為があったと認められるもの。
- (3) 本学との取引に係る契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、数量に関し不正の行為があったと認められるもの。
- (4) その他、本学との取引について、本学に不利益をおよぼす行為があったと認められるもの。

平成 年 月 日

学校法人芝浦工業大学理事長 殿

(社 名)

(代表者役職・氏名)

印